

第五十一回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第二十七号

昭和四十一年四月二十六日(火曜日)

午後一時三十一分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 藏内 修治君 理事 齋藤 邦吉君

理事 森谷 直藏君 理事 竹内 繁一君

理事 松山千恵子君 理事 伊藤よし子君

理事 河野 正君 理事 大坪 保雄君

理事 伊東 正義君 理事 奥野 誠亮君

理事 大橋 武夫君 理事 熊谷 義雄君

理事 龜山 孝一君 理事 田村 良平君

理事 小宮山重四郎君 理事 西岡 武夫君

理事 中野 四郎君 理事 野呂 恭一君

理事 西村 英一君 理事 栗山 秀君

理事 藤本 孝雄君 理事 滝井 義高君

理事 淡谷 悠藏君 理事 吉川 兼光君

理事 八木 一男君 理事 谷口善太郎君

出席國務大臣

労働大臣 小平 久雄君

出席府委員

労働基準監督官 村上 茂利君

労働基準局長 (労働基準局長) 有馬 元治君

職業安定局長 (職業安定局長) 有馬 元治君

委員外の出席者

大蔵事務官 平井 勉郎君

(主計官) 門 員 安中 忠雄君

四月二十六日

委員坂村吉正君、橋本龍太郎君及び山村新治郎君辞任につき、その補欠として田村良平君、奥野誠亮君及び野呂恭一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員奥野誠亮君、田村良平君及び野呂恭一君辞任につき、その補欠として橋本龍太郎君、坂村吉正君及び山村新治郎君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

午後三時まで休憩いたします。

午後一時三十二分休憩

午後四時四十一分開議

○田中委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

内閣提出の、失業保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。八木一男君。

○八木(一)委員 議題になりました法律案につきまして、労働大臣はじめ各関係者に御質問をいたしたいと思ひます。

内閣総理大臣と大蔵大臣の御出席を、通告をいたしておきますので、委員長の方で、よろしくお取り扱いをお願いいたします。

まず労働大臣にお伺いしたいと思います。労働大臣は、労働者のための省を主掌される方として、どのような気持ちで、労働省の各行政の運営について当たっておられるか、終局的に伺っておきたいと思ひます。

○小平國務大臣 これは設置法に明らかになっておるところでございますが、一口に申せば、労働

者の福祉を向上するように、できるだけ努力をいたしてまいりたい、かように考えております。

○八木(一)委員 労働者の福祉という点で、抽象的に申し上げましたが、重要なものはその中にどういふことと、どういふことというふうにお考えになっておりますか。

○小平國務大臣 何と申し申しても、労働条件の向上、あるいは労働環境の改善、さらには福祉施設等の充実、こういったようなことがおもであらうかと思ひます。

○八木(一)委員 ことばじりをして申し上げるわけじゃありませんが、それは当然のこととして、具体的なものとしてお述べにならなかつたと思ひますが、一番大事なものは、まず完全雇用を達成する、それから十分な賃金、その他の労働条件を備え、安全に労働ができるような環境を備えるということが一番の中心であり、それ以外に労働者の住宅の問題であるとか、あるいはまた労働者がいろいろの状況で失業したときの場合とか、あるいはまた、労働者が労働の第一線から退いたときの老齢年金の問題であるとか、そういうようなものが非常に大事なもので、そういうものを確立するために、もう一つの労働者の権利というものと並行して、非常に大事なものだというふうに一般に考えられておられるように思ひます。私もそう思ひますが、それについて労働大臣はおそらく同じ御意見だと思ひますけれども、それについて御質問いたしたい。

○小平國務大臣 先生のような表現をもってすれば、まさにそのとおりだろうと思ひます。

○八木(一)委員 そこでいまの御答弁をすなおに、そのとおりに受け取りまして、私が質問をいたしましたことを別に否定をなさらないで、同じような気持ちで当たっておられるということを確認をいたしまして、質問を進めたいと思ひます。

それでよろしいかどうかひとつ伺っておきたい。

○小平國務大臣 ちよつと御質問の趣旨がよくのりませんので、いま先生が御質問なさったこと、これからはなさることについて、みな同じだと言え、こういうことでございませうか。

○八木(一)委員 はつきり申し上げます。労働者のために労働省あるいは労働大臣が進めらるべきことは、具体的に申し上げますと、まず完全雇用が必要である、それからもう一つは、完全雇用といつても、その内容として十分な賃金、その他の労働条件が完備しておる、安全対策が完全に行なわれた、安全な環境で労働者が労働するというような条件、そういうことが必要である。そういうすべてのことをまた推進するために別な方向として、並行した問題として、労働者の権利というものが重んぜられていかなければならないという問題、もう少し具体的に申し上げますと、失業した場合や、労働者が老齢になつて労働の第一線を去つた場合の、あとの老齢者に対する保障の問題であるとか、あるいはまた不幸にしてけがをしつたり、あるいはまたなくなった場合のいろいろの処置の問題なり、そういう問題を全部非常に大切なものとして労働行政に当たられる御決心であらうと思ひますが、それでよろしうございませうか。

○小平國務大臣 その点は先ほど申し上げたとおり、先生のおっしゃるとおりだと思ひます。

○八木(一)委員 そこで、今度失業保険あるいは失業保障の問題について、基本的な御意見を伺っておきたいと思ひます。失業保障とひとつまとめて言うことばでございませうが、失業保険それから日本にない失業手当法というものが諸外国にはあるわけでございませうが、そのような失業の保障という問題は、まず第一には、このような働きたい意思があつて仕事がない人に対して、その間の生活を保障するということが一番

大事な問題の中心的な意味であろうと思ひます。これについては御答弁を得なくても、労働大臣はそれと御賛成だろと思ひますが、——少し協議をなさつておられるようですから、まずその点について伺つておきたい。

○小平國務大臣 失業の間における生活の保障といふことはかつていくことがこの保障の目的ではないかといふ御質問、これはたびたび御質問もあるのですが、確かに失業保障は生活を安定するといふことのためにあるもので、またその意味で生活の保障——完全に保障するといふところまで、いまの保障といふものはたしていつておるかといふと、私はこの失業保障といふものは、それぞれの人の賃金といふものが基礎になつて保険金といふものがきまつておる仕組みから申して、また保険ならば当然そういう仕組みであらうと思ひます。ですから、生活の保障といふ厳密な意味におけるたてまえからすれば、必ずしも保障といふところまで私はいつていないのじやないか、かように思ひます。

○八木(一)委員 私すなわちことをお伺ひしているのですから、別に御心配にならないで、端的にお答え願ひたいと思ひます。また局長と御相談になつてもかまいませんけれども、何か先回りして御答弁になつておられるようです。私は社会保障論と社会保障論を私なりにいつもこの委員会でも展開をしておりますから、その点で、どうも先回りを防衛的に社会保障的でないことをおっしゃつておられるようであります、それは申し上げませんけれども、まだその段階まで入つておりませんから、時間がかかりますから、すなわちお聞きしたことは端的に、そんなよい警戒をなさらずにさつとお答えを願ひないと、時間がかつてしまふがよい。

そこで、先ほどは失業保障といふものとはいつて何つたわけですか。その中に、いまの日本の具体的な制度として、不十分であるけれども失業保障といふものがある、諸外国には失業手当とい

うものがあるといふことを、私なりの知識、私なりの考え方をそこで説明しながら失業保障といふことで何つたわけですか。失業保障といふものは、そのような失業した人の失業期間中の生活の安定のためにあることが第一義である——まだほかの要件もあると思ひます。第一義的であると思ひますがといふことで、続きを伺つておりましたら、協議をしておりましたので、二番目のことを申し上げないで、一番目のことをただすおに何つたのです。それについてはお考えですか。

○小平國務大臣 失業保障といふものが、これは先生がどういふ考え方で、あるいは概念で申され

てゐるのか私にはよくわかりませんが、失業保障といふものが生活を保障するものであるべきだといふことならば、わが国の保障制度がどういふこととじやなく、ただ考え方としてならば、私は先生のおっしゃるとおりだろと思ひます。

〔委員長退席、蔵内委員長代理着席〕
○八木(一)委員 それでは、もうちょっと伺わな

い、私の考えを全部申し上げながら伺ひます。失業保障といふものはさういふものであり、失業保障を目ざしてやつておる。失業保障もさういふ傾向でなければいけないと思ひますが、いままで政府のほうはこの失業保障の意義について大事な方向を一つ忘れておられたように思ひます。このは、先ほどそのことで何つたわけですが、失業保障をすると同時に、政府のほうは、これは悪い方向じやありませんけれども、この失業保障を通じて雇用を促進するといふ方向を考えておられる。失業保障の中に、あるいは類似の制度の中に、就職促進の措置その他のことによつて雇用促進をするといふ方向の傾向については考えておられるわけでありま

す。そのやり方自体については問題がありま

すが、全面的に否定するものではございません。しかしそれ以上に大切なことは、失業保障とい

ふものは賃金の底上げをするといふ非常に大きな作用を持つてゐるといふことをぜひ理解して問題を

進めていただかなければならないと思ひわけでありま

す。これは、賃金その他の労働条件をよ

いにするといふことが、労働大臣の労働者に対する

御質問申し上げて、労働大臣も御答をいた

たわけでありま

ことは明らかでございますから、それを認められて今後の前進を全力を上げてやっていただくという決意を表明していただかなければ、これは労働大臣としてほんとうに不適当であらうと思う。そういう意味で、前向きの御答弁をひとついたしたいと思ひます。

○小平国務大臣 先生のお話の筋というものは私は全く同感なものでございます。ですから、私が就任してから、最低賃金につきましても、これは社会党のほうの御主張なされる全国全産業一律方式というものは至っておりませんが、しかしこの最低賃金の目安につきましても、本年になりまして、審議会の答申を受けて、これを改正することにして、いまそれにマッチするように推進をいたしておりますし、それから失業保険につきましても、ただいま御審議いただいておりますような方向で、やはり賃金の状況に即して改善されるように、こういうことで努力をいたしておるわけでございまして、もちろん、これで十分だとか、もうこれ以上はいないのだとか、私どもはそんな考えは毛頭持っておりません。これはできるだけ事情に即しつつ改善を今後とも推進していきたい、かように考えております。

○八木(一)委員 社会保障の問題はおもに厚生大臣に対する質問のときに討議をされておりますが、労働大臣がそれに同じく非常に関心を持たなければならぬ問題だろと思ひます。ことに失業保障その他については主管大臣でございまして、その問題についての認識を明らかにされなければならぬと思ひます。この基本法の憲法の条文は御承知のとおり憲法二十五条でございまして、そこで「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということと、それから第二項の社会保障をどうやらよくしなければならぬという条項、それから考えますときに、この失業保険についてこの数年間基本的な前進はありましたが、基本的な大きな前進はない。そういう点で労働省は非常に怠慢で

あったと思う。たとえばいまの失業保険です。今度の改正案のおもな内容は日雇い失業保険についてでございますが、失業保険法全体の改正案でございまして、一般の失業保険制度にも関連して質問を申し上げなければならぬが、一般の失業保険についても賃金の六割というように、それが基準になっているわけであります。特に労働省としては、賃金がほかより非常に低いということがわかつておられるわけでございまして、これをヨーロッパ並みにいまの三倍に持っていくことは、ほんとうに近い将来では労働大臣もなかなかむずかしいと考えておられると思ひます。そうならば、そのような低い賃金でヨーロッパと同じ六割という数字を掛けていたのでは、ほんとうの健康で文化的な生活を下回る金額になるということが当然の数字として出ていなければならぬと思ひます。まあお考えになったことがあるかどうか、それをひとつ伺っておきたいと思ひます。

○小平国務大臣 失業保険の制度によって、保険金だけで十分生活がまかなえるということが望ましい姿であると思ひます。しかし、現在の保険制度はあらためて申し上げるまでもなく、保険金によって生活が保障される、それをねらいとしてつくり、組み立てられておるといふよりも、生活の安定をはかるために従前の賃金の大体六割を支給する、こういうたまたまになっておるわけでございまして、なるほど賃金の額そのものが西欧諸国に比べれば低いということも事実でございまして、しかし六割という保障そのものは、西欧全体どこでもこれで行っているようでありまして、ただ問題は、先ほども申しましたが、現在の保険のたまたまというもののからやむを得ずこういうことに相なっている、かように考えております。

○八木(一)委員 社会保障の問題について社会労働委員会でも厚生大臣相手にやっております。社会保障の基本理念については、厚生大臣とやりとりが与野党の委員の中でずいぶんあるわけ

です。ところがいまの労働大臣の御認識では、これは労働大臣あるいは労働省とのやりとりが少なきに失したと思ひます。社会保障の理念の一番肝心なところを答弁の中に入れないというふうなことで困ると思ひます。大体憲法二十五条の条文をよく読んでいただければ、ここには第二項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と、はっきり明記をしておるわけであります。社会保障なんというところは、一字も書いてないわけでありまして、労働大臣、社会保障なんという字は一つも書いてないわけでは、社会保障という字は、そういう不十分な状態で、社会保障の一部代行という形で出てきたことは認めますけれども、社会保障だからこれだといふんだ、これでは労働大臣がそう思っているなら、日本の社会保障はそこですべてしまふわけでは、これは「すべての生活部面について」と書いてあります。社会保障には大きな問題として失業保障という問題があるわけでは、医療保障、老齢保障その他と並んで失業保障はその中の大きな柱である。その部面を担当しておられる労働大臣が社会保障の、社会保障である失業保障だということ、それが当然であり、それでいいというふうな考え方、それが当然であるというふうな、これは勉強をし直していただかなければならぬ。またその主管の局長が、それについての研究も足りないし、また労働大臣に対する補佐が足りないと思ひます。根本的な理念をやはり御研究になっていただきたい。憲法からそのことははっきりしております。社会保障なんということのは社会保障に進めなければならぬけれども、いまのところ具体的にこういう制度があるんだから、社会保障に向かつて一生懸命進むから、この程度で御了承をいただきたいということがわれわれの了承できる限度でありまして、社会保障がい

と思つておられるようであれば、憲法九十九条の精神に従つて国務大臣としての資格はありにならないということになる。非常にりっぱな労働大臣でございまして、そういうことを——ほかの点ではりっぱな大臣ですから、私もそれはさういふことを何回も申し上げたことはないですけれども、ほんとうに九十九条に従つて憲法について深い理解を持たれて、すべての問題を憲法を充足点として考えを積み重ねていっていただきたい。そうすれば社会保障というものは、社会保障の理念に近づける努力を少なくもしなければならぬという考え方、立つていただかなければならぬ。そういう考え方になっていただけたらどうか、ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○小平国務大臣 その点は先ほど申しましたが、現在のこの保険制度で十全だとは私考しておらないというのを先ほど来申し上げておるのであります。先生のようなお考えを追記して、保険制度を逐次改善及び充実して、理想としては先生のお考えのところに到達するのが望ましい。私はそう考えております。

○八木(一)委員 社会保障を進めていくその中の労働省としては、その中の重要な担当部門である失業保障の問題を進めていくということになったときに考えていただかなければならぬ問題が数点あるわけであります。いまの失業保険法というものには社会保障の理念に合っていない点がたくさんあります。一つは先ほど申し上げたその額であります。額が、日本の賃金はヨーロッパの賃金と比べて三分の一ぐらいいかない。ヨーロッパにおいては賃金の六割の給付が失業給付である。そのあとのほうのことだけを取り上げて、だから日本において六割でいいのだというところは、まともな考えられる方であつたら、そういうことは違つていふことをお気づきになるはずであります。御用学者やつまらぬことを言つて政府におべつかばかり使っている連中は、ヨーロッパが六割なら日本も六割でいいと言ひかもしません。しかしほんとうに政治を考えたならば、その根底の

取つて、そういう指導をし、推進をしなければ、問題は動かないわけです。そういう意味で、労働大臣は来年留任になることをこの点では望みたいと思ひますけれども、佐藤さんがどういうやり方をするか、わけがわからぬ。そうなければ、いまはつきりとお約束をしていただかなければならぬ。また次の大臣にこういうことを何回も言つて、そして退任のまぎわに約束をして、次のほかの大臣は知らぬということでは問題は少しも進まない。ですから、少なくとも内閣改造のあるまでにこういう問題を、失業保険を社会保障の精神に従つてよくしていくという、そのような方針を打ち立てて、そのような具体的な準備にかかり、少なくとも次の国会においては大臣がかわろうとも、留任されたときはもちろんですが、かわろうとも、総理大臣がかわろうとも、わが党の内閣になつて、わが同僚の誰かが労働大臣になつたらすぐやりましても、残念ながら一年間ではそういう情勢はなさそうですから、あなた方に要請をしておかなければならぬわけでございまして、だれにかかわれようとも、いまの失業保険を社会保障の精神に従つて前進をさせる、そのような改正案を来国会に出す、そういう決心をぜひ明確に御表明をいただきたいと思う。それについてぜひ前向きな御答弁をいただきたい。

○小平国務大臣 先ほど来申し上げておりますように、先生の御主張のように、社会保障ということとを理想として現在の保険制度も逐次改善をしていく、そういう前向きの方向に取り組んでいくということは、私どもと申しますか、私がここで約束をして差しつかえないと思うのです。ただいま先生のお話の後段の、必ず来国会に出すと、このおっしゃられても、私がうっかり言つて、結果的にうそを言うことになることはいやですから、私は来国会という限定した約束は、これだけはひとつかんべんしてもらいたい。私はできるだけ努力はいたします。

い。労働大臣は労働行政の責任を持つておられる。失業保険が非常に不十分であると思つたら直される努力をされるのが当然の責任であります。努力をされることを具体的になさるのには失業保険——法律でありますから、その改正案を出されるということであらうと思ひます。ですから、そういう御答弁をされて差しつかえない問題だと思ひます。ただ、その内容をどれだけ、私が要望を申し上げているような社会保障に近づけて、九十九点の原案になるか、九十八点の原案になるか、その問題については御検討が必要であります。また、財政当局とも御相談が必要でございましょう。しかし、前向きの法律を出すという御努力をほんとうに明快にお示しにならないのであれば、労働省の担当者としては、これはほんとうの責任を感じておられないということにならうと思う。

ここにひとつ総理大臣をお呼びいただきたいのですが、労働大臣が労働省の行政についてよいことをやる、その準備をやって来年までに完了して出すという約束をなさることが越権では絶対にないと思う。総理大臣はそういうことを押えないと思う。押えるような総理大臣であれば、これは直ちにやめてもらなければならぬ。すべてのことにいつて総理大臣がきめるのだつたら、全部の委員会、あらゆる委員会に長時間総理大臣が出ていかなければ問題は進まないことにならう。労働行政については労働大臣が責任を持つておられるのですから、そういう点について当然やるといふお気持ちを披露された。そうならば、ほんとうにそれをやられるならば、具体的な問題としては失業保険法の改正案という形になることは一目瞭然であります。それを来年出すという決心をなさることは、これはしなげなければならないことだ。もし佐藤栄作さんがほんとうに政治家であつたら、ここにすわつていたならば、そういう約束をしたほう

がいいということをおっしゃらなければ、総理大臣の資格など毛頭ない政治家ということにならうと思う。ですから、労働大臣も少しも遠慮なさらずに、そのような国民のための前向きな努力、前向きの約束を勇敢に——勇敢というのにはこれは普通のことだ、いまの佐藤内閣の中では勇をふるわなければできないことであつても、それは直していかねばならない。だから、あつさりとして、来年には失業保険法の改正、社会保障に向かつて進んだらうという改正案を出すといううらやましい御答弁をしていただきたいと思う。

○小平国務大臣 先ほどの私の答弁が先生のお気に召さなかつたかもしれませんが、私は労働行政について責任を感じますので、実は慎重な御答弁を申し上げておるものであります。先ほど申しましたとおり、現在のこの失業保険法の改正について、これは先ほど来申しますように、熱意を持つて前向きに検討をいたします、こういうことを申し上げておるわけであります。御承知のとおり、これらの改正といふことになりまして、いろいろ審議会の関係や何か法制的にもあるわけですから、必ず来国会に出しますと申して間合はぬやうなことが全然ないとは言えませんが、私はそういう点も考慮して、この時期の点だけをごかんべん願ひたいと言つたのですが、もちろん諸般の手續もして、あるいはまた法の改正といつても、これはその範囲、程度、いろいろなことが考えられるわけでございますから——もちろんそのうちで、すぐにも申しますか、来国会に間に合うやうに結論も得られし、また現に実施もできる、こういう確信がつけば、これはもちろん来国会といつても大體通常国会でございましょうが、なるべく、たとえ万全は期せられぬでも、一部についても準備ができましたらば、もちろんこれは来国会にも提出をいたしたいと思ひます。また、先ほど先生がいろいろな点で御指摘ですから、それを全部一挙にと言われても、これは実際どうかという私の気持ちから先ほどのような答弁を申し上げたのですから、御了解願ひます。

○八木(一)委員 それではさつそく御検討になつて、いま言った法律的な義務を持つている各審議会に、そういう政府の要綱というものを早くおつくりになつておかけになるということについては、お約束をいただけたと思ひますが、いかがですか。

○小平国務大臣 役所の考えもなるべく早くにまとめ、また先ほど申したやうに審議会等の関係もございまして、それらの手續もなるべく早く結論をちようたいして、来国会と申しますか次の通常国会と申しますか、これに提出できるやうなものについては、もちろん要綱でも何でもまた皆さんによく御相談して推進をはかる、こういうことにいたしたいと思ひます。

○八木(一)委員 少なくとも通常国会のかなり前に審議会にかけるということは約束していただけたわけですね。

○小平国務大臣 先生の重ねてのお尋ねでございしますが、できるだけ先生の御要望に沿つて私どもも努力するつもりでおりますから、そこはひとつ御信頼いただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 私は次の通常国会にはりっぱな社会保障の方向に向かつて失業保険法の改正案が提出をされる御決心であると私なりに信じまして、質問をさらに具体的に進めたいと思ひます。そこで、先ほどの問題の、大臣や私の認識をひとつ合せて議論を進める意味において、もう少し具体的に私どもの考え方を申し上げて、労働大臣の御決心をひとつ前向きに固めていただくやうにお願いをいたしたいと思ひうわけでございます。

先ほど言いました順序でございしますが、順序を少し変えまして、五人未満の適用から申し上げたいと思ひます。五人未満の事業所の労働者に対する適用といふことは、ほんとうの行政の公正の原則から見ても当然なことであらうと思ひます。いままでそういう問題についてなかなか進まなかつたのは、ほかの社会保障との関連の問題、あるいはまたその事業所の捕捉といふやうな問題が一つづ

昭和四十一年四月二十六日

レキになっております。捕提の問題に関連してでございますが、厚生省よりも労働省のほうが前向きでございます。その点は、いままでの労働省の努力を多とするところがございます。しかしそういう考え方だけで、まだ実現をしておらないのでは、これはあまりはめることができないわけでありまして。大体厚生省あたりの考え方だと、捕提がむずかしいということを言っておりますが、それは全然逆でございます。強制適用になれば完全に捕提ができるわけでありまして。いまでも健康保険やあるいは厚生年金というような厚生省関係のそういう強制適用事業所の人たちであっても、たとえば六人の事業所の雇い主が非常に無理解である。何か保険料負担を免れたいというような考え方を持っている人で、また働いている労働者の人々が非常に労働条件の悪い中で一生懸命働いて、ほかの自分の権利についてまだ目ざめておらないというときに、隣に四人未満の事業所がある。隣もないじゃないかというようなことで、初めから認識がない。こういう小さいことはそういうものがないのだらうということで、あきらめて要求もしていない。また一人ぐらい気がついてそう言っても、そういうような無理解な雇い主にとつて、そういう使いにくい人はどこかにかえてしまつとか、いろいろな方法をもつてそういうことを進めない。またそういうばく然たる要望の人には、隣がないのだからうちもないのはあたりまえというようなことを言つてごまかすというようなことが起こつて、強制適用事業所である五人以上の事業所にも社会保険が具体的に実際に適用されておらない状況がある。ところで、とにかく一人以上の全職場について、そのような社会保険が適用になつて、健康保険もあり、失業保険もあり、厚生年金保険もあるということになれば、ひとりでに全部の認識が急速にその関係者に広まつてきて、使用主にも労働者にも広まつてまいります。またそれをやろうとしないような、ごまかそうとするような使用主に対しては大きく認識が変わつておりますから、それに対してそういう違法

のことは許されないという運動が起つて、これはまたたく間に一兩年の間に全事業所に適用が具體的に広がると思うわけです。あのように五人未満と五人以上というものを分けているために、その接断面において強制適用の法律がありながら、そののびがけしている気の毒な労働者がいるわけです。抜かしているけれども使用主がいるという問題になるわけです。そういう点で、そういうような捕捉がやりにくいという技術的な問題もそれで解決をするわけです。その技術的な問題より以上に、そのような零細中の零細な事業所に働いている人に特に健康保険が大事である、特に失業保険が大事である、特に厚生年金が大事であるということは論をまたないところでござい、ますから、これは思い切つて即時五人未満の事業所というものに適用を踏み切つていただかなければならないと思うわけであり、この問題について厚生省よりやや前進的な、やや努力をしておられる労働省が起動力になって、厚生省その他そういう関連のところで協議をされて、それをひっぱり、推進をして、少なくとも来年度において五人未満の事業所に失業保険を初めとする各社会保険の適用という問題を推進していただくことが必要であらうかと思ひます。これを大臣がやられますならば、大臣として労働行政上でりっぱな一つつの業績を残されることになると思ひます。また私どもが反対勢力として競争はいたしておりますけれども、自民党あるいは佐藤内閣が一つの大きな前進を遂げたということにならうと思ひます。国民のために労働大臣や総理大臣の株が上がつても一向差しつかへありません。どうかいまの時点においてその決心を固めていただいて、五人未満の事業所に適用することを来年度において実現することをぜひ進めていただきたいと思ひわけでございますが、労働大臣のお考えを伺ひたい。

○小平国務大臣　従業員五人未満の事業所に強制適用する問題は、先生のるるお話のとおり、これは公平という観点から申してもさきうでありますし、あるいはまた特にこのごろは中小企業が人手

を得られない、若年の者については特にそうであるといったようなことから申しても、これは私はぜひいわれる強制適用にすべきであるし、またそうしたい、さように方針はきめておるのであります。そこで事務当局でもいまい急いで技術的な検討をしておるところでございます。そこで技術上の問題については局長から御説明申し上げますが、いずれにしてもいま申したとおりの考え方でおりますので、できるだけちろんすみやかにこれを実施に移したい、かように考えておるわけでございます。

○有馬政府委員　大臣から御答弁いただいたとおりでございます。非常に困難な問題がいろいろとございしますけれども、これを克服しながら、五人未満の強制適用をはかっていきたいと思つて努力をいたしておりますので、これは御指摘のように、被用者保険全体共通の問題でございしますから、厚生省ともよく連絡をとりながら、この困難な問題を克服したいと思ひたい。しばらく時間の猶予をいただきたいと思いますが、同時にまた先生の方面のお知恵を拝借いたしまして、万全を期してまいりたいと思ひます。

○八木(一)委員　そこで大臣が局長から出ると思つて待つていたのですが、ほんとうにその点まだ熱心ではないと思う。いまの御答弁は九五%ぐらい熱心だと思ひますが、ほんとうにするものだったら、いろいろな理由があるわけです。たしか昨年の厚生年金保険法の改正案のときの附帯決議で、五人未満の事業所の適用については二年以内、これをやらなければいけないという附帯決議が国会の意思として、齋藤君をはじめとする自民党の人々、もっと先輩の方もおられますが、それから社会党の私ども、民社党の方も、もうほんとうに全部が心を込めてそういうことをきめておるわけですか。大臣、国会の意思であります。特に厚生年金保険法の改正案についての附帯決議でございしますから、これは政府全体を縛る国会の意思でございしますが、厚生省の法案のときですから、厚生大臣がこんなものをばやばやしていたら、ほん

と云ふ責任を追及しなければならぬ問題であり
ます。そういう点で、ぜひ労働大臣が主導権をと
られて——二年目というのは来年であります。来
年の改正案の中に、失業保険の改正案で五人未満
を強制適用するということと並んで、厚生年金保
険法も健康保険法も、そういうふうになるように
ぜひ御推進をいただきたいと思う。少なくとも失
業保険については、これはもし厚生大臣が、いま
の鈴木さんは理解あると思いますが、次にかわつ
てきた人がよほどわけのわからぬ人物であるとき
には、労働大臣は、やりにくいところがあつても
、少なくとも労働省だけでなく、そのときには厚
生大臣がそうであっても、失業保険については強
制適用を来年はお出しにならないければならない。
国務大臣として、厚生省も全部すべての社会保険
については五人未満の事業所の強制適用をやらな
ければならないと思う。失業保険については、来年度
における改正案の中に、五人未満の事業所の強制
適用をぜひやられる必要がある、その責任がある
と思います。それについてひとつ明快な、やる
という御答弁をいただきたいと思う。

○小平国務大臣 先生のお話のとおり、その御要
請にできるだけ沿うように私も努力いたした
いと思つています。

○八木（一）委員 いま労働大臣の御答弁非常に
けっこうでございました。私どもも、労働大臣の
熱意について敬意を表したいと思いますが、その
お考えをさらに竿頭一步を進めて、失業手当とい
う問題についてお考えになつていただく必要があ
ろうと思ひます。（発言する者あり）どうも雑音
が多い。うしろの雑音が一番けしからぬです。も
う一回言つたら退場を命じてください。（発言す
る者あり）

○蔵内委員長代理 静粛に願ひます。

○八木（一）委員 今度はほんとうに命じてくださ
い。何とか反対とかいう発言をする連中は、熱心
な労働大臣を不逞のやからが牽制しようという発
言だ。断じてそれは退場ですよ、何とか反対とい
うようなことばは。それから、ああいうけしから

と云ふ責任を追及しなければならぬ問題であり
ます。そういう点で、ぜひ労働大臣が主導権をと
られて——二年目というのは来年であります。来
年の改正案の中に、失業保険の改正案で五人未満
を強制適用するということと並んで、厚生年金保
険法も健康保険法も、そういうふうになるように
ぜひ御推進をいただきたいと思う。少なくとも失
業保険については、これはもし厚生大臣が、いま
の鈴木さんは理解あると思いますが、次にかわつ
てきた人がよほどわけのわからぬ人物であるとき
には、労働大臣は、やりにくいところがあつても
、少なくとも労働省だけでなく、そのときには厚
生大臣がそうであっても、失業保険については強
制適用を来年はお出しにならないければならない。
国務大臣として、厚生省も全部すべての社会保険
については五人未満の事業所の強制適用をやらな
ければならないと思う。失業保険については、来年度
における改正案の中に、五人未満の事業所の強制
適用をぜひやられる必要がある、その責任がある
と思います。それについてひとつ明快な、やる
という御答弁をいただきたいと思う。

○小平国務大臣 先生のお話のとおり、その御要
請にできるだけ沿うように私どもは努力いたした
いと思つています。

○八木（一）委員 いま労働大臣の御答弁非常に
けっこうでございました。私どもも、労働大臣の
熱意について敬意を表したいと思いますが、その
お考えをさらに竿頭一步を進めて、失業手当とい
う問題についてお考えになつていただく必要があ
ろうと思ひます。（発言する者あり）どうも雑音
が多い。うしろの雑音が一番けしからぬです。も
う一回言つたら退場を命じてください。（発言す
る者あり）

○藏内委員長代理 静粛に願ひます。

○八木（一）委員 今度はほんとうに命じてくださ
い。何とか反対とかいう発言をする連中は、熱心
な労働大臣を不逞のやからが牽制しようという発
言だ。断じてそれは退場ですよ、何とか反対とい
うようなことばは。それから、ああいうけしから

ぬ、無責任な発言については、一切とらわれずに御答弁を願いたい。

そこで、失業手当という問題については、これは労働大臣おわかりだと思いますが、無拠出の失業保障制度であります。いまの失業保障制度は五人未満を納入しなければならぬけれども、五人未満を納入した場合でも、一回仕事につけて、それから失業した場合の失業保障がそれだけ広がるという問題である。ところが、いまいろいろの産業の構造が変わって、農業をやっていた人が今度は労働者になりたい、あるいはならなければならないという羽目になる。そこで、その期間、安定した雇用を得るまでの間において、生活がでないという問題があります。労働者として働くこととして、働く意思と能力がありながら、そういう職業がないかということの判定の技術的なむずかしさはございします。その点については、練達の公務員の諸君がおそらく考えられて、また国会において十分審議していただければいいかと思うのです。技術的なむずかしさは克服しなければならぬが、産業全体が変わってきて、今度は労働者として働かなければならぬ立場になった人、そういう人については、前の職場というものがありませんから、いまの失業保障制度のたてまえではなかなか給付をするということがむずかしい。

〔蔵内委員長代理退席、齋藤委員長代理着席〕
そういうことになれば、無拠出の失業手当制度というものが必要になってくるわけでありまして。これはドイツをはじめ、諸外国にいろいろな例がございます。この失業手当について、前向きに検討されて、私どもの希望ではこれも来年にはぜひ提出をしていただきたいと思います。それについて労働大臣の御答弁を伺いたいと思っております。

○小平国務大臣 たとえば農業をやった者が、今度は農業をやめて雇用労働者になる、その間の失業について、いままでは雇用されていたという実績がないから、そういうものについては無拠出の失

業保障をやるべきだという御趣旨と思いますが、この点が、また先生のおしかりを受けるかもしれませんが、先ほど来申し上げておりますように、現在の保障制度では言うまでもなくいままでの賃金というものが基礎になってやっております。ところが今度は農業をやめてほかへ行くという人にはもたない賃金がない、こういう関係ですから、私は、いまの保障制度というワックの中では、なかなかこの問題を解決するというのは実際問題としてむずかしいのじゃないか、かように思うわけです。ただ先生も御承知のとおり、今回雇用対策法案もお願いをいたしておりますが、この中においては、いわゆる職業転換の給付金という制度を設けております。これもまだもう少し十分ではございませ

んが、そういう職業転換についての給付金、こういう関係で今後少なくとも当面の問題としては処理していくということがむしろ適当ではないか、かように考えるわけでありまして。ですからこの転換給付制度も、いまの具体的な例のような場合——ただいま数種類の転換給付金についても現に御審議をなさられているわけですが、いま御指摘のような農業からほかにかわるというような場合にも、これをできるだけ適用をしていく、こういう方針で臨みたい、かように考えております。

○八木（一）委員 職業転換給付金、これは雇用対策法の内容を十分に御説明を伺っておりますから、この点があるという私の心配だけ申し上げます。いままでの労働省のやり方では非常に心配が残るわけです。転換に対する給付としてそういうことをやることはいいけれども、その給付をやるに、誠実にかつ熱心にその職業を求めるということが必要であるとして、自分の希望しない労働条件のところ、給料がもう少しよくなければとか、もっといいところを望むとか、そんな遠いところはいやだとかいうようなことを言うと、これは熱心かつ誠実に職業を求めているという認定をやっているのです。局長、入れ知恵はあとにしてください。これは職安二法や何かでいまの局長などがほかの点では熱心かもしれぬけれども、

この点では悪いことに猛烈に熱心なのが局長ですから、この点でそういう先入観を入れないで聞いていただきたいのです。熱心かつ誠実に求職をしないと、これはそういう措置からはずすというところをやります、具体的にその人に適していない労働条件、労働環境、そういうところにその手当てに、そういうことをとてとして強制労働、職業選択の自由を失わしめるというような方向がとられておるわけでありまして。そういうことについて

は、これは表によさそうに見えるが、ほんとうは労働者の基本的な権利を奪うものでございまして、そういうことについては断じていけないわけです。そういう点については、いまおっしゃったことにございいますから、はっきりとした具体的な御答弁はございこうでございませうけれども、そのようないろいろの条件をつけて誠実かつ熱心に求職をしなければならぬとか、また世話をしたところであつて非常な低賃金である、非常に悪いところであつてもそれがいいところであるとか、あるいはいまちよつと仕事をしても、それで失業者でない、就職をしている状態だから就職促進措置をとらないとか、いろいろな締めつけをやつて、ほんとうの意味でよい雇用を推進しようという国民に対する配慮に欠けたやり方が法律的にも行政的にも行なわれておる。そういう方向じゃない方向で、ほんとうの国民、ほんとうの労働者のための行政を進められなければならないし、法律を考えられるときにも、そういう方向で法律を進めていただくなければならぬと思ひます。そういう点について基本的なひとつ労働大臣から伺つておきたいと思ひます。

○小平国務大臣 熱心かつ誠実に求職活動をしなれば転換給付金もやらないといったようなことで、実際問題としては労働者を締めつけるようなことがあつてはならぬということですが、先生のお話のように、かりに常識的に考えてきわめて不当な労働条件のところは就職させるといふような

ことがあれば、これは私はけしからぬことであつて、そういうことがあつてはならないと思ひます。ただしかし、逆に申せば、それじゃ本人の希望どおりにもう自由にしておいて、何らの制限もしないでと申しますか、条件もつけないで本人の望むとおりの職場、望むとおりの賃金でなければい

やだ、こういう者にまで無条件で転換給付金なりその種の給付をするということになれば、これはまた善人だけならばよろしいが、実際問題としてはなかなかそうもいかぬでしょうから、これは常識的に考えても全然無条件というわけにはいかないと思ひます。それはいわば一口に言えば、常識的と申しますか、そういうことで、もちろんよりよい労働条件、より本人が希望するものに越したことはありませんが、そこに無理のないようなある程度の条件がつくというところは、私はやむを得ぬことではないかと考えるわけですが。

○八木（一）委員 労働大臣の御答弁でございまして、それをほんとうの意味で常識的に理解をしていただければいいことであつた。前に三万円の給料の人が今度五万円ではなければいかぬと言つたら、これはそういう手当をもらうことはいかぬと思ひます。ところが三万円の給料を取つていた人に今度は一万八千円で働け、それでは苦しいのだ、それじゃなくてももう少しましなところへつけてくれと言つたときには、誠実かつ熱心じゃないという認定をされたのじゃ困る。一万八千円という低いのを言いましたけれども、これが二万円でも二万八千円であつても、その人によればやはり低過ぎるということにならうと思ひます。ですからこれはほんとうの意味でまづ政治を考へていただけた政治家の常識的な線であつたと思ひます。ただ世の中の国民が情民であるというふうな考え方でこれを律することはいいけないと思ひます。百人に一人くらいはそういう人があつてもいい。しかし百人のうち九十九人までは働いて生活を立てたいというのが国民の心情であります。そういう点で善良な、そして働く意欲のある国民のやつていふことをとにかくまとも

に受け取る、その国民の要望が普通のことであるという観点で行政あるいは行政をするための法律制定を進めていただかなければならないと思うわけであります。

ところで、そういう措置に関連してでございますが、そういう行政上の心配が一ぱいあるわけですが、その心配がある理由は何かというところ、これは転換をするという措置によっていろいろのことをやって就職をさせるというところからこういふものが出てくる。ですから、そうではないに、権利として失業保障がある。前に就職をしていない人でも、農業をやめ商業をやめて、今度労働者として立つときに、無拠出の失業手当がある、これは権利であるということになれば、その失業中の生活をするところから強制労働をさせられるとか、そういうことがないわけでは。

〔齋藤委員長代理退席、委員長着席〕

そういう点で、いまの措置よりは失業手当という制度がほんとうに必要であります。これは非常にむずかしい問題でございますから、いま直ちに失業手当をつくるという御答弁を要望しても無理かと思ひますが、私が申し上げていることをじっくり頭と腹に入れていただいて、ほんとうの社会保障を完成するために、ほんとうにいい意味の労働者に対する行政を展開するために、前向きにひとつ失業手当という問題を御検討いただきたい、そういうことを要望したいと思ひますが、ひとつ労働大臣の御答弁を伺いたい。

○小平国務大臣 先生の御指摘のような場合も、実際問題としてこれから相当出てくるだろうと思ひます。ですから、これを農業関係の問題としてとらえるのいいのか、あるいは労働の面からとらえるのいいのか、私はとらえ方にもいろいろ問題があるのじゃないかと思ひます。ですから、そういう点ももちろん含めて、いずれにしてもそういう業を失つておる際の保障の問題でございますから、これは関係の各省とも協議をして、十分研究をさせていただきます、かように考えます。

ある問題でございますが、失業という問題について、これは収入がゼロの場合の失業、それから失業しても食っていかなければならない、いろいろな制度が完成をいたしておりますから、その間食っていくためにいろいろ、たとえば行商をする、何かの物を扱うというようなことで食っていくということがあつたわけでは。そういうときを、これは私も完全に失業だと思ひますし、また学者の一部は半失業だと言ひますけれども、そういう人たちに對してやはり失業保障制度を及ぼしてまいらなければ、ほんとうの意味の失業保障ではないと思ひます。及ぼし方については局長はしつちゅう首をかしげて牽制しようとしておるけれども、それは私も制度はわかりません。そういう点について技術的にいろいろ検討を要することがございます。しかし一つも収入がない者だけを失業と見て、たとえばいまのような生活状態のときに、三千円の収入しかない人を失業者として扱つて対処をしないということであつては、これは労働省としては手落ちだと思ひます。五千円の収入のときもそうでありまして、八千円でも一万円でもそういうことが言えるかと思ひます。そういう点でそういう失業というものを数字的に形式的に見ないで、ほんとうに生活をするだけの収入を得ていない人は失業保障の対象とする、あるいはまた、あなた方が熱心に進めようとする雇用の対策、そういうような半失業についても、その半失業の限度をどこに置くかは技術的な問題がありましよう。しかしそういうことについても考へていただかなければ、失業の問題が一番困つた人たちの問題、失業間における生活の問題が片づかない、そういうような潜在失業、半失業という問題について、そういう人たちのそういう期間中の生活をよりよく保障して、またそういう根底においてよい賃金で安定雇用になる、そういうような考へ方で制度を進め、行政を進めていかねばならないと思ひます。それについての労働大臣のお考えを伺つておきたい。

○小平国務大臣 これも、御審議を願つております雇用対策法案において、不安定な就業というものを安定就業にするように各種の施策というものを総合的に講ずべきである、こういうことが法律にはつきりうたつてあるわけでございます。われわれとしては不完全就業の対策というものが今後十分推進をしていきたい、かように考えております。

○八木(一)委員 御答弁は大体いいですが、一つ抜けているのです。安定雇用のはかに、社会保障の立場からという考へ方ももう一つ柱として入れて考へていただかないと困る。その両方の立場で、いまのような前向きでひとつ御検討をしてどうぞ進めていただきたいというふうに思つておるわけですが、それについて……

○小平国務大臣 社会保障の立場ももちろんでございます。むしろさらに積極的にそういう方々の生活な地位の向上のために、先ほど申しましたように今度の法案ではやろう、こういうことでございませう。

○八木(一)委員 実はそういう失業手当法、あるいは半失業の人の問題あるいは期間的失業の人たちの問題について、いまの失業保険法はやや前向きな内容があるわけでありまして、そういう失業保険、失業手当制度、あるいはまた半失業、潜在失業あるいは期間的失業に対する問題に、やや具体的に対処する内容がいまの失業保険法の中にあるわけでは。それを改悪しようという傾向があらしくらいございまして、それに対してボーダーラインの人たちが非常に心配をして、失政改悪反対という非常な運動が起つておつたわけでありまして、そういう当然の世論に従つて、そういう傾向があらまじきに、前の労働大臣の石田君のとき、そのような改悪についてはきつぱりあらめて、そういう改悪はしないという状態が続いてゐるわけでありまして、しかし行政的に相当に締められて改悪になつてゐる点は十分あるわけでございますが、そういうような行政的の締めつけをしない、そしてそういう意味の改悪をなさらない、先ほど申し上げたような社会保障の観点に立つた

改正を来年度になされるということを期待してゐるわけでございます。その中に、いま申し上げたような改悪を絶対にまぜてお出しにならないでほしい。改悪をまぜることは社会保障の理念に反することになるわけでは。先ほど申し上げたように、社会保障の理念はほうに近づく前向きの改正案を来年度出されるというところの最大の努力をお約束なさつたわけでありまして、そこで、いま一生懸命にメモを書いて、前向きの協力しようという気持ちで十分の九くらいだと思つたのですが、それが違つておつたら局長にあやまらなければいけないけれども、ほかのところでは非常に有能な高級公務員だけれども、この問題について局長は非常に困る。そういうことで、来年度にそういう改悪をまぜた、毒と薬をまぜた法案などはお出しにならないように、薬ばかりの、国民が喜び審議が順調に進む、そういう改正案をお出しになつていただかなければならぬ。薬がある中に毒を入れたら、薬が多くなると毒が飲めませんから、そういう点でそのような機会に便乗をして改悪をなさらないように、いまの失業保険法の中の失業手当がない半失業、潜在的失業、期間的失業という問題に、国民の世論に従つてやや具体的に対処されたよい分を、ほかの失業手当法が完成するということの経過で整理をされることはあれですが、それをされてない時期において、そういうような改悪は一切なさらないで、改善だけをなさつていただきたい。社会保障の精神に従つて失業保険法の改定をなさる、そういうような努力が必要だろうと思ふ。それについて、労働大臣の前向きの御答弁を伺つておきたい。

○小平国務大臣 改悪をいたそうなどという考へは毛頭持つておりません。

○八木(一)委員 それでは次の問題に移りますが、五人未満の事業所の失業手当については非常に前向きの御答弁をいただいて満足いたしました。それからもう一つ、失業手当法については相当不満でございましたが、とにかく前向きの御

検討を願う。まじめな労働大臣でございますから、私どもを満足さしていただけるような努力をしていただけるものと期待をいたしておるわけであり

ます。

次に、今度は金額の問題であります。先ほどもちよつと触れましたけれども、賃金がヨーロッパの三分の一というところでございますから、そういうところの失業者はほんとうに蓄積がない。少なくとも私はそういう期間失業という状態をつくったのは国の責任であるということが言えると思ひます。また具体的には労働省の責任だということも言えるわけです。基本的には賃金と同額の失業保険給付あるいは失業手当給付であつてしかるべきだと思ひますが、いまの六割という基準を九割なら九割というふうに進めさせることが必要であらうと思ひます。それについての労働大臣の御決意を伺つておきたいと思ひます。

○小平国務大臣 これも先生のお話のように、支給率が原則としてはいい方がいい、こういうことになるのでありましようが、しかしまるまるということになると、これまたいろいろ問題が實際問題として私はあると思ひます。しかしいづれにしましても、特に賃金の低い被保険者、それらについては特に配慮が必要であらうという私も考えを持っておりますので、具体的にこれをどうするかというふうなことは、十分事務当局に検討さして前向きでひつきたい、こう考えます。

○八木(一)委員 私は全般的に給付率を引き上げる必要があらうと思ひますが、その中で一番の焦点は、賃金の低い労働者、したがって、いまの制度では保険金の少ない労働者に対する底上げということが具体的な内容として一番重点になつてい

は八割以上、それ以上ある程度の人までは七割以上というふうな底上げ階段をするというふうなところが具体的に必要であらうと思ひます。それについて労働大臣ぜひそういう考え方で進めていただきたいと思います。思ひますが、ひとつ御答弁をいただきたいと思います。

○小平国務大臣 考え方の方向としては先生のおっしゃる方向だろつと思ひますが、そうかといつて、特に日雇い労働者のような場合にその段階をあまりに幾つもしていくということは、事務的に非常に複雑になるおそれもあると思ひます。そういう点もありますから、いづれにしても、技術的に不可能に近いようなことでは實際問題としては役に立ちませんから、考え方としては先生のような考え方を十分尊重しながら、技術的に可能な範囲においてできるだけ改善していく、こういうことで検討してまいりたいと思ひます。

○八木(一)委員 いまの御答弁の八割くらいいいのですが、あと日雇い労働者とおっしゃつたので、これから申し上げようと思つたのをとおっしゃつたと思ひますが、私の言つた最低引き上げ額あるいはその九割以上というふうなところに、少なくとも日雇い失業保険の該当者は全部包含をされなければならぬ。ですから、労働大臣は刻みをよく薄く見て御答弁になつておる。私はもう少しそののところに厚みがかかつてゐるわけです。ですから日雇い労働者は一番下か、その次の九割以上くらのいところに入らなければいけないと思ひます。そういう点について労働大臣のお考えいかがでございますか。

○小平国務大臣 日雇い労働者の場合には、あるいは八割、九割というところにランクすべきだ、こういう御趣旨だと思ひますが、先ほど来申したように、先生のお考えのような方向で検討させていただきます。先生のお考えのいいのか八割がいいのか、九割がいいのか、こういう具体的な点はいましばらく検討に日をかしていただきたい、こう思ひます。

○八木(一)委員 大臣の前向きな御答弁、けっこうであります。そこでぜひ私はことし、この法案で改正をしていただきたいのですが、それについて与野党で話し合ひになつてゐると思ひますが、それが話がつかなくても、来年度においては、七、八、九と言われましても、私どもは少なくとも九割という計算の基礎でこの日額の改定をせひしていただきたいと思います。その点についてぜひ前向きな御答弁をいただきたい。

○小平国務大臣 この点も、先ほど申ししたと同

じ私は心境なんです。必ず来年度と言われても、私が来年度と約束して、できぬときには、またうそを言つたということになりますから、私はそういうことはどうも好みませんので、前向きでひとつ検討させていただきたい。もちろん結論を得れば、できるだけ早い機会におはかりをしなればなりませんが、その程度でひとつ御了承いただきたいと思います。

○八木(一)委員 それでは来年度、これは私もすばり言ひます、ほんとうは九割くらい望みたいのだけれども、とにかく九割というのは、来年度は御無理だらうと思ひます。ですから、日雇い失業保険の金額については、基準の金額でこれはきまつてゐるわけですから、二階級に分かれて、基準のところの考え方を八割にするという考え方で、前向きの積極的な御努力をお願いしたいと思ひますが、それについてひとつ労働大臣からお考えを。

○小平国務大臣 私は、決して逃げる意味じゃありませんが、いまはとにかく保険制度をやつてゐることだし、保険財政の問題もございまして、また、私がここでいかにたんなかを切らうと、やはり関係当局とも打ち合わせなければなりませんし、申すような考え方で前向きで検討させていただく、こういうことでひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○八木(一)委員 そこで、少し早いのですが、各

委員も時間をお急ぎでございますので、協力する意味で、財政の問題にすぐ入りたいと思ひます。もう少し質問してから入りたいと思つたのです。

日雇い保険の四十一年度の収入、支出の見込みは、この労働省の本日いただいた資料では四十一億です。これは間違いないでしよう。それから一般の保険のほうは千三百六十二億です。いただいたこの書類、局長これ間違いないでしよう。日雇労働者健康保険法の四十一年度の給付の予定額が、労働省の予算では四十一億、一般のほうは千三百六十二億であります。でございますから、ここでその六を九にしても全体の財政上は大して変わりがないわけです。そこで、一般失業保険と日雇い失業保険の間の給付のプールを完全プールにしないというところに非常に間違ひがあると思ひます。一般失業保険のほうで、たとえば失業率が多い、そういう人たちも、そうじゃない人たちも同じくプールをされておるわけだ。したがつて、日雇い失業保険も同じくプールをすれば、千三百六十二億という給付の予定のある一般失業保険、それから四十一億という日雇い失業保険、これを完全プールすれば、そういう問題はその中に出てまいります。ことに予備費において百三十八億という、大きな予備費があるわけですから、実を言うといふ、いまの六割給付を倍にして十二割給付にしたつて優に余りがあると思ひます。十二割給付にしたつてもあと四十一億ふえるだけだ、そうすると予備費が九十七億になるだけの話だ。それくらい財政はほんとうの意味でお考えになれば豊かであるわけですね。そこを労働大臣、実は日雇い失業保険と一般失業保険と別に分離した形で運営されてゐるところに大きな間違ひがある。そういう問題について財政上は考へていかれましたならば、これは十分にできることでござい

をしていただきたいと思う。労働大臣の御答弁を……。

○小平国務大臣 四十一年度の予算における収支の関係は、先生がいまお話のとおりでございます。ただこれだけで確かにこれだけ見ますと非常に財源に余裕があるようにも見えます。しかし保険事業としては単年度だけをとって考えるというものがいかかと思ひます。非常に不況になつて失業者がふえたという場合には、もちろん支出がふえるわけでありまして、そういった、やや長期的な見通しに立つて保険財政がどうなるかというように十分研究をして、先ほど来申し上げておるような立場で今後制度の改善を検討していきたい、こういうことでございます。

○八木(一)委員 局長に伺います。時間の関係上ほかのこと言わないで、聞いたことだけ言つてください。

この数年間一般失業保険の黒、赤、収支は黒字か赤字か、黒字がだいぶ続いておりますが、何年間続いているか伺ひたい。失業保険です。

○有馬政府委員 失業保険制度が始まつたのが二十二年でございますが、この年以來二十九年の不況の年に赤字が出ただけで、あとは昨年まで若干ずつの剰余金が出て、今日千三百八十億ばかりの積み立て金がございます。

○八木(一)委員 労働大臣、お聞きのとおりでございます。一年を除いて全部黒字、しかもその黒字の積み立て金が千三百億もたまつておるわけですから財政上の心配はないわけですね。ただ労働省としての内部の処理上の問題であります。一般失業保険と日雇い失業保険を何としても分けて考えるというようなことをしているために、この問題が進展をしていない。たとえば、ここで四十一億を六割給付でやっている。四十一億を八割給付にして一体どのくらいでありますか、ほんとうにぐくわすかな問題です。これはちよつと計算してみなければわからないですけれども、十数億か二十億程度の問題です。ここで予備費が

百三十八億もある。蓄積が千三百億もある。そうして一般失業保険のほうはずつと黒字傾向である。黒字がずつと続いているわけですね。おまけに、その黒字がなくて赤字になつても、労働大臣御研究だろつと思ひますけれども、失業保険法のほうにはりつぱな内容があるのです。いま四分の一の国庫負担でございますけれども、それが財政が悪くなれば、三分の一の国庫負担になるという自動規定がある。ですから財政上なんか、びた一文も心配はない。そういうことでございますから、労働大臣、財政上の心配は一切ない。理念としてはそれはやらなければならぬということでございます。来年にはこの日雇い失業保険を八割の給付、その八割の給付の組み立てでこれを改正するということをぜひお約束いただきたいと思ひます。

○小平国務大臣 同じことを御答弁申し上げるようなことになりまして、財政の事情もよく勘案して、先生の御指摘のような方向に改善していくように努力いたしますし、こう申しておるわけでありませう。

○八木(一)委員 前向きな御答弁でけっこうであります。ただ、問題を指摘しておきますと、福祉施設費として百七十七億がある。公務員宿舍施設費として一億一千五百万円がある。こういうものは失業保険会計で出すべき問題ではありませう。これは一般会計から出すべき費用なんです。それを失業保険の黒字をいかにして、いいかげんに使つておられる。これは断じて大蔵省に一般会計から出すことを要求すべき金額であります。そういうことをしておられるわけでございますから、本質的な失業給付のほうにほんとうの努力をされない、こういう一般行政から出すべき費用をここで百七十七億も出しておるといふことも、ぜひ御理解をいただく。ですから財政上の理由でそれを給付の改善ができない、たとえばいま日雇い失業保険だけを申しましたけれども、先ほどから申し上げている一般失業保険の社会保障の精神に

基づいた大改正、そういうことについても、十分な原資があるということとをぜひ深い御理解をいただいて、勇敢に、強力に、前向きに進めていただくことを要望しておきたいと思ひます。それから、それから時間をおかぬようでございますから、きょう伺つておかなければならぬ問題をばつぱつと伺つていきたいと思ひます。まず、いまの日雇い失業保険の問題でございますが、一般失業保険の中に家族の扶養加算という制度がございます。これは失業保険金が少ないために、その家族を養つてゐる失業者はさぞ困らうということのできた制度でございます。これはなかなか具體的な、前向きな制度であると思ひます。それをいま一般的に、失業給付を全般的に八割ぐらい上げるということとともに、プラスアルファとしてこういうものを置いておくこと、またこれを充実していくことは非常に必要だと思ひます。一般失業保険においてこういうような扶養手当を飛躍的によくしていくこと、並びに日雇い失業保険にも先ほどのお約束にプラスして、こういうことをぜひ考へていただく必要があると思ひます。それについて労働大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○小平国務大臣 十分検討してまいりたいと思つております。

○八木(一)委員 それでは、次に国庫負担の問題であります。いま失業保険は黒字でありますけれども、この黒字は、給付を積極的に改善をしておらなかつたという点から来た黒字であります。この黒字は、全部給付の改善に充てる。そうして、このことで財政が赤になつた場合には、自動規定で三分の一が国庫負担になるということでは、元来、これは全部三分の一の国庫負担であつたわけですから、ところが数年前に労働省が、局長が言われたように、うっかりしておつたときに、財政当局の圧力が強くなつて、非常に残念なことに、三分の一の国庫負担という前進した制度を四分の一に後退をせしめられたわけでありませう。社会保障を全面的に前進すべきときに、このような後退の

あつたことは、非常に遺憾であります。労働省としては、それを取り返さなければならぬ。ですから、給付を大いに、いまの黒字の財政の中で、最大限度にこれを改善すると同時に、その国庫負担の全般的な三分の一を取り返して、その問題を進めていく。その原資を活用して、一般失業保険、日雇い失業保険、そういうものを大きく給付の改善の方向に進めるということが必要であらうと思ひます。それについての労働大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。

○小平国務大臣 この国の負担の部分ですが、これはたゞいま一般失業保険については四分の一ですが、それから日雇いのほうは三分の一、こういうことでやっておるわけでございます。これは先生のお話でございますと、給付を改善して、赤字になれば自動規定もあるのだから、思い切つて給付を改善しろ、こういうお話でございます。まあこれも方向としては、私は、そういう方向にだんだん改善すべきだと思ひますが、またそういう方向で今後大蔵省とも話し合ひをしてみたいと思ひますが、これもいま直ちにしようと思ひますと私がここで一人申しても、これは実行していかねば何にもなりませんので、そういう方向で、私も前進していきたい、こういうふうに申し上げます。

○八木(一)委員 先ほど内閣総理大臣と大蔵大臣の出席を要求したのでありますが、その後委員長の連絡の経過はどうなんでしょうか。

○田中委員長 先ほど要求がございましたが、総理大臣は、かねがね申しておるとおり、即日では不可能でございますので、自今ひとつ御要望のあるときには事前に御連絡を賜わりたい、こういうふうに思ひます。

大蔵大臣は、他に所用がございまして、本日は出られないやうであります。

○八木(一)委員 主計局は出ていないのですか。

○田中委員長 主計局については、さつそく連絡をいたします。

○八木(一)委員 では、質問をしほつて、あと一

つ伺ひたいと思ひます。

いまの失業保険会計の黒字を活用して給付改善に充てる、もう一つは、国庫負担を奪回して充てるという問題、もう一つの問題として、これは今度の改正案に出ておるように、日額を改定するときに、保険料額を改定しておられるわけであり、ほんとうの財政から見たら、日額を改善して、そして保険料を上げなくても十分に済むわけであり、そういう給付内容の黒字、それから国庫負担で改善を考へる。その次に、給付が非常に大幅に改善されたときに、保険料の値上げをいさなければならぬことも起こるかと思ひます。そのときに、使用主と労働者の負担が常々五対五である、そういうことは、非常に発展のない考え方であると思ひます。労働者に対して使用主が責任を持つのはあたりまえである。少なくとも五対五の保険料の負担区分を六対四、七対三、八対二、そのように上げていかなければならぬのが社会保険としての当然の道であらうかと思ひます。しかしその基本理念については、労働大臣は前向きに考へられると思ひますから、具体的にしばしば、少なくともこの日雇失業保険というように非常に賃金の少ない、生活に苦しんでいる労働者にとって、このような同じような負担区分ではなしに、使用主がよいに出す、労働者が少し必要があらうと思ひます。それについて、労働大臣の御意見を伺つておきたいと思ひます。

人がこの一級の支給額外に去つてしまふということになるわけだ。いま一々数字にわたつて、各県別、市町村別のことを伺へば、ずいぶん一級にならないというところが出てくると思ひます。同僚である滝井さんの選挙区田川では、これは明らか二級になります。そういうような点があるわけですが、せっかく前進して、前に一級の失業保険金を受け取れる立場にある人が、今度の制度で二級に落ちるということでは、その人たちは三百三十円が三百三十円に横すべりしただけになるわけだ。そういう点についても、六百六十円という区切り方は実際に合わないと思ひます。当然これは五百円ぐらいあるいは五百数十円ぐらいの区切り方をしなければならぬと思ひます。この区切り方をしたのは、社会保険的な考え方にとりついてからこういうことになつてゐるわけだ。社会保険という考え方であれば、そういうことにこびりつていくわけだ。また六割給付を八割給付にするという前向きの考え方を取り入れれば、そういうことに限定された考え方にならないで済むわけだ。そういう点について十分の御配慮をもつて、できれば今国会で直すべきだと思ひますが、どうも、そういう努力を野党でされることになつておられますけれども、政府は政府として、もし済まなかつた場合に、来年度からそのようなおしなひ対象が一級の失業保険金が当然もたらえるというような考え方、次の改正案に対して対処をしていただきたいと思ひますが、それについての労働大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

平均的にいっても、五割の適用という、一級の適用まではいきませんけれども、大体三分の程度が今度の改正によつて一級の適用になる、その他は横すべりということになるわけだ。そのほか、日雇失業対策の賃金も漸次改善されてまいりますので、この点は将来一級の適用者が逐次ふえていく、それからまた先ほど大臣から答弁がありましたが、日額算定の方法等につきましても、根本問題に關連するわけだ。審議会の結論を得た後の検討にゆだねられて、審議会の結論を得た次第、そういう新しい考え方でも対処してまいりたい、かように考へております。

平均的にいっても、五割の適用という、一級の適用まではいきませんけれども、大体三分の程度が今度の改正によつて一級の適用になる、その他は横すべりということになるわけだ。そのほか、日雇失業対策の賃金も漸次改善されてまいりますので、この点は将来一級の適用者が逐次ふえていく、それからまた先ほど大臣から答弁がありましたが、日額算定の方法等につきましても、根本問題に關連するわけだ。審議会の結論を得た後の検討にゆだねられて、審議会の結論を得た次第、そういう新しい考え方でも対処してまいりたい、かように考へております。

いまの失業保険会計の黒字を活用して給付改善に充てる、もう一つは、国庫負担を奪回して充てるという問題、もう一つの問題として、これは今度の改正案に出ておるように、日額を改定するときに、保険料額を改定しておられるわけであり、ほんとうの財政から見たら、日額を改善して、そして保険料を上げなくても十分に済むわけであり、そういう給付内容の黒字、それから国庫負担で改善を考へる。その次に、給付が非常に大幅に改善されたときに、保険料の値上げをいさなければならぬことも起こるかと思ひます。そのときに、使用主と労働者の負担が常々五対五である、そういうことは、非常に発展のない考え方であると思ひます。労働者に対して使用主が責任を持つのはあたりまえである。少なくとも五対五の保険料の負担区分を六対四、七対三、八対二、そのように上げていかなければならぬのが社会保険としての当然の道であらうかと思ひます。しかしその基本理念については、労働大臣は前向きに考へられると思ひますから、具体的にしばしば、少なくともこの日雇失業保険というように非常に賃金の少ない、生活に苦しんでいる労働者にとって、このような同じような負担区分ではなしに、使用主がよいに出す、労働者が少し必要があらうと思ひます。それについて、労働大臣の御意見を伺つておきたいと思ひます。

人がこの一級の支給額外に去つてしまふということになるわけだ。いま一々数字にわたつて、各県別、市町村別のことを伺へば、ずいぶん一級にならないというところが出てくると思ひます。同僚である滝井さんの選挙区田川では、これは明らか二級になります。そういうような点があるわけですが、せっかく前進して、前に一級の失業保険金を受け取れる立場にある人が、今度の制度で二級に落ちるということでは、その人たちは三百三十円が三百三十円に横すべりしただけになるわけだ。そういう点についても、六百六十円という区切り方は実際に合わないと思ひます。当然これは五百円ぐらいあるいは五百数十円ぐらいの区切り方をしなければならぬと思ひます。この区切り方をしたのは、社会保険的な考え方にとりついてからこういうことになつてゐるわけだ。社会保険という考え方であれば、そういうことにこびりつていくわけだ。また六割給付を八割給付にするという前向きの考え方を取り入れれば、そういうことに限定された考え方にならないで済むわけだ。そういう点について十分の御配慮をもつて、できれば今国会で直すべきだと思ひますが、どうも、そういう努力を野党でされることになつておられますけれども、政府は政府として、もし済まなかつた場合に、来年度からそのようなおしなひ対象が一級の失業保険金が当然もたらえるというような考え方、次の改正案に対して対処をしていただきたいと思ひますが、それについての労働大臣の御意見を伺ひたいと思ひます。

平均的にいっても、五割の適用という、一級の適用まではいきませんけれども、大体三分の程度が今度の改正によつて一級の適用になる、その他は横すべりということになるわけだ。そのほか、日雇失業対策の賃金も漸次改善されてまいりますので、この点は将来一級の適用者が逐次ふえていく、それからまた先ほど大臣から答弁がありましたが、日額算定の方法等につきましても、根本問題に關連するわけだ。審議会の結論を得た後の検討にゆだねられて、審議会の結論を得た次第、そういう新しい考え方でも対処してまいりたい、かように考へております。

平均的にいっても、五割の適用という、一級の適用まではいきませんけれども、大体三分の程度が今度の改正によつて一級の適用になる、その他は横すべりということになるわけだ。そのほか、日雇失業対策の賃金も漸次改善されてまいりますので、この点は将来一級の適用者が逐次ふえていく、それからまた先ほど大臣から答弁がありましたが、日額算定の方法等につきましても、根本問題に關連するわけだ。審議会の結論を得た後の検討にゆだねられて、審議会の結論を得た次第、そういう新しい考え方でも対処してまいりたい、かように考へております。

ざいですが、現状においては先ほど申しましたような約二十五万人、こういう状態になっております。

○滝井委員 私に調べたところによりますと、大體一年に二十六万人くらいが整理されておる。だから五十年間に百三十万人くらいが登録されてはそこから消えていく、こういう形になった。したがって、一人の外務員ある程度固定化的な傾向をとるためには、十五人の外務員が犠牲になっている、こういう形が出てきているわけですね。これは、大蔵省をきくは呼んでおたらあつたのですが、あなたのはうは、最近の生命保険の契約の概況等がおわかりになりますか。そういう外務員がどういふような契約をしているかといううなことをお調べになったことがあるのですか。実はこのことが、外務員に失業保険を適用するかどうかという、一つの重要な問題になっているのです。

○有馬政府委員 私のほうでは、契約高について実態を把握いたしかねております。

○滝井委員 外務員一人当たりの新しい契約の成立件数は、十年くらい前は平均四件くらいだったのです。いまは月平均三・一件で、実は低下しているのです。人数は非常に多くなつたけれども、契約の一月一人当たりの件数というものは低下してきているわけですね。このことはやはり生命保険の商品としての分野というのがだんだん狭まりつつあるということにもなる。つまり募集が困難になるわけですね。ところが一人当たりの月平均の契約高は、これは五年前は百六万です。ところがいまは二百五十万と、百万ふえていて、二倍近い増加をしておるわけですね。問題はこゝろの収入です。結論を急ぎますから少し私も急いで言います。収入は五年前は二万一千八百円、ところがいまは三万九千円です。すなわち、五年前に比べて、一人の契約高は百六万から二百五十万と二倍になった。契約は二倍になった。ところが給料は五年前の四割増しです。実績が二倍になって、給料は、賃金は四割増しだ、こういうことになる。そ

れならば、この人たちが二万一千八百円から三万九千円に給料が上がったのは、一体ストライキか何かやって、そして給料が上がってきたのか、いはば戦い取つたものであるかどうかなという、これは調べてみるとうやうでないですね。どういう要素で賃金が上がってきたかという、労働時間を延長しておるのです。それから仕事の量をふやすわけですね。労働時間を延長することと同時に仕事の量、いわゆる労働強化をやっておる。それからみずからの募集経費というものをよけいづき込むわけですね。こういうことでやると、結局四割の賃金が増加する、こういう形になっておるわけですね。職安局で外務員の賃金形態というのを

お調べになったことがありますか。

○有馬政府委員 ございません。

○滝井委員 二十五万人もこういう不安定雇用にある人たちの実態を、労働省が調べていないというのをおかしいですね。労働省は、出かぎの問題については、失業保険を食うからといってその実態を洗つたのです。それから同時に、女子職員というものは、これは全部会社をやめたときには結婚が家事手伝いをやっておる。だからこれは労働の意思と能力を持たぬものであるといつて失業保険を切りつあるわけでしょう。それから日雇い労働者諸君には、今度の法案のようにわずかに三百円とか五百円だ。三百円で労働大臣食つてくらんなさい。食えやせぬですよ。大臣、一日三百円で一週間生活してごらんください。おそらく国会に出てこれぬようになる。そういう自分でやめてできないことを人に平気で政治というものがもつて佐藤人間尊重の政治だというなら、これはたいへんなことです。そういうものは許されぬことなんです。やはりこれはお互いにヒューマニズム、良心がなければいかぬと思うのです。こういう二十五万の実態というものを、失業保険課なり職業安定局が調べていないということは、私は非常に問題だと思ひます。大臣、ここにも問題が一つあるわけですね。賃金の実態もわからぬ、こういうことで

はおかしい。こういう人たちは一生懸命に募集しますね、そして契約を結ぶわけですね。われわれは外務員の勧誘によつて生命保険に入る。入りましたら、われわれのところへ勧誘した外務員がしはらくすつとやめてしまふ。やめると、そのかけた保険のかけ金をかけっぱなしにしてしまつて、そしてこつちもまた外務員がやめるのと一緒にやめてしまふ。これはもうわれわれがみんな経験があるところですね。契約を解除するまでには、契約者というものは保険料を払い込んでおるわけですが、解約の返戻金というものが戻らない。契約によつて支払われた保険料は一年間どの程度あるか。百六十億ある。これはもうまるまる生命保険会社がおけることになる。こういう状態です。

したがって、この生命保険の外務員というのは非常に不安定なものなんです。だから、自分が顔のきく間は一生懸命契約をとつていく、そうすると、月に四件、五件とれる、あるいは十件もとれます。しかし、顔つなぎのところを全部回つてしまふと契約がとりにくくなつてくる。初めは契約高のカーブがずっと高くなるが、だんだんいくとずっと下がってくるわけですね。そうしてどうにもならぬやうになつて、もう契約のそれなくなるたときが、会社との縁の切れ目です。こうなるわけですね。そしていま冒頭に言いましたように、十五人の外務員の中から一人外務員が残る、こういう形になる。すなわち、一将功成り万卒枯れるというのが典型的な外務員の姿なんです。しかも万卒枯れた上に、生命保険料だけ取つて何も保険金を払わないでいひ百六十億の金が会社に残つてくるのです。こういうシステムがいまや二十世紀の後半に公然と行なわれているのです。だから、こういう金があれば、少なくともこれらの労働者諸君を——この百六十億というのはいわば不当利得です。だから私は極端な言い方をすれば、税金で取つても失業保険にかけてやってもいいわけですね。ところがそういうことがされてはいない。いま外務員の試験が実施されておるわけですね。これは実態をお調べになったことがありますか。

○有馬政府委員 私どものほうでは、そういう実態を調査いたしたことはございません。

○滝井委員 外務員の試験に三十八年、三十九年、四十年で六十三万五千合格したのです。そして整理、脱落した者が五十五万人、です。六十三万から五十五万引いた約八万の者の者が残つていく、こういう形になる。その残つた者が積み重なつて二十五万人になっておる。こういうことですよ。こういう状態を、そこにはもう全く人間をむだに使つておるわけですね。その人間が価値がある間は使つておるのですけれども、価値がなくなつたら弊履のごとく捨て去る、破れぞうりよりかものとはなほだしい人間の使い方です。こういうことを天下の生命保険の牙城を握つておる生命保険会社が公然と行なつておるのを黙つて労働省が見ておるということは許されぬことです。こういう実態ですから、もう少し労働省は実態を洗つて、そしてこれは失業保険法の適用を考えなければいかぬと思うのです。その失業保険の適用を考へるというのはいふところのことかといふと、会社に対してやはり少なからず使つておる間は人間を使つておるのですから身分を保障する形というものをとらせるべきだと思ひます。こういうところから労働大臣の職権をやつぱり働かせる必要があると思ひます。こういう実態ですが、これはしかし賃金は、一生懸命やつておる間は安くはないのです。賃金はやつておる間は相当初めのうちは高給——高給というわけじゃないけれども、生活するぐらひはあるわけですね。しかしだんだん終わりになつていふのは非常に不都合にかほさいものになる、こういうことなんです。これに失業保険を適用する方法はないのかどうかということですが、たとえば失業保険法の十七条の二の二の次の項に「前二項の規定によつて賃金日額を算定することが困難であるとき、又は前二項の規定によつて算定した賃金日額が著しく不当であるときは、労働大臣が定めるところにより算定する額を賃金

日額とする。」というきわめて弾力的な条項をわれわれの先輩が失業保険法の十七条の二の末尾に入れておいておられるわけです。これではやり方によって適用できるわけですよ。これだけの人間を不安定の雇用のままで働かしておいて、そして失業保険も適用しないということは私は非常におかしいと思うのですよ。

○小平国務大臣 保険の外交員の問題、いま先生から数字をあげて御説明いただいて私も実はうかつであつたといえうかつであつたのですが、事態をやや知つたわけでありまして、この問題は特に保険との関係におきましては結局は一口に外務員とか外交員とか言っていますが、雇用関係というものが明確でない、こういうところだろうと思うのです。そこに基因するのだからと思ひます。中には外交員、外務員と称しながら、実際は個人営業所みたいな立場にある者も私は相当あるんじゃないかと思ひます。このことはひとりの生命保険関係ばかりではなく、このごろいろいろ外交員というふうな、たとえば化粧品などについていろいろあるようですから、そういう関係で働いておられる諸君が一体雇用関係がどういうことになつてゐるのか、ここが一番私のほうの問題としては重視しなければならぬ点だと思ひます。ですから、まずもつて事態を至急調査したいと思ひます。しかし、さらにまた、私も失業保険法の関係もよく実は知らないのですが、失業保険法上こういうことが一体許されてゐるのかどうか、特に年間百数十億もの金が全く不当と思われるような姿で取り上げられておるというふうなことは、私は失業保険法でそういうことを放任しておくのかどうか、実は私もふしぎに思ひます。大蔵省ともそういうことはよく連絡してみても私のほうは私のほうの立場で事態を把握する、とりあえずそれをやつてみたいと思ひます。

○滝井委員 実生命保険の外務員がストライキをやつたわけですね。そうすると、会社が賃金カット

をやる。賃金カットをやるといふことは、それは固定給があるからやるわけですね。そこでそれが裁判になつたわけですね。これは明治生命労働組合が昭和三十三年夏以来八年にわたつて争つてきて、この賃金カット裁判は、いま最高裁からの差し戻し審が東京高等裁判所の民事第九部で争われておるわけですね。第一審は、組合が負けです。控訴してやはり組合が負けです。最高裁に行つて上告審で勝つたわけですね。そしていまその原審で東京高等裁判所に差し戻されて、四十年二月からずつとやられておるわけですね。その前にカットした分は、給料と出勤手当と功勞加給と勤務手当と交通費補助と地区主任手当、こういうものはカット支給、それからカットから除いたものは募集旅費それから超過補給、半期奨励金、集金手当、こういうものはカットから除外しておるのです。だからこういうカットをするといふことには、きつめて固定的なものであるといふことになるわけですね。そうすると、こういう固定のものがあつたといふことになれば、労働省のほうで事態を把握して、これとこれとをひとつ対象にして失業保険をやろうじゃないかといふ構想があるわけですね。あるいはいま言つたように、この外務員の諸君が勧誘して回つて、そして保険料だけは入れた、しかしもう契約は破棄して会社の金になるもの、全く保険金を支払わなくても百六十億もあるもの、ならば、会社と話し合つた上でそのうちから会社へ幾分でも負担せよ、おまえの会社におつたからその分を負担せよといふことになつて思ひます。私も、これは幾ぶん懸念がないことではない、率直に言つて、たとえば、いま出かせぎの問題で、あればあつた方が問題にしておるときに、非常に不安定なものの一挙に入ることはいかゞかといふことは問題があると思ひます、保険経済の上からいつても、そこでそれならば、それはまづランクの低いところに入れてもいい、たとえば、今度の日雇労働者の健康保険では六百六十円以下ですか、というようにして、そして三百円とか五百円とかを差し上げます、こういうことで

しょう。こういう低額のものにしてみたらいいと思ひます。そういうことはやろうと思つたらできるはずですね。こういうものは、これは一万か二万人なら、われわれはそう言ひません。しかしこれが五年間に百三十万も四十万も脱落していくといふことになれば、やはり何か考へてやる必要がある。しかもこれは女子が多いのです。男子もおりますが女子が多い、こういうものなんです。だから、ぜひひとつ、これはきつめてここで私は結論を出してくださればいいと思ひます。そこで、職業安定局としても真剣な討議をして、この問題を必ず何らかの形で解決するようにしてもらいたいのです。そういうことでどうですか。

○小平国務大臣 さつき申すとおり、まず事態をとらえることが先決でしょうから、実態調査をやつまして、それに基づいて十分検討して先生の御指摘のような方向にいきたい、こう思ひます。

○滝井委員 それから法律的な条文でいけば、私がさきせん読み上げました十七条の二の三項の末尾のところが条文でいきましたね。

○有馬政府委員 先生御指摘の失業保険法の十七条の二の第三項の規定は「前二項の規定によつて算定した賃金日額が著しく不当であるとき」といふのに該当するかどうかといふ解釈の問題でござい

ますが、この三項の解釈は疾病、負傷あるいは事業所の休業等のやむを得ない理由によつて通常支払われていた賃金よりも著しく少ない賃金が支払われた場合をいうものでございまして、本人の能力の低下によつて収入が減少するといふような場合はこれに含まれない、こういう解釈が確立しておりますので、この三項を適用するといふことは非常に法律上問題があると思ひます。

○滝井委員 そうすると、これは私がいま言つたように疾病、負傷といふ限定したものであるといふことはちよつと知らなかつたのです。この賃金日額の中で、十七条の二を初めから読んでみても、どうも三項以外にないような気がするもので

すから、それで質問したのですが、そうすると、いまのようないろいろの手当その他がついてお

る。しかも固定給は千三百円ぐらいですね。そのほかに加給とか身分手当とかいろいろあります。だからその中でわりあい、いまの裁判ではないけれども、固定的な面があるわけですね。そういう固定的な面がある程度把握できるとすれば、条文はどれになるのですか。

○有馬政府委員 固定的な部分が比較的ウエイトが高くなれば、賃金形態としてもあるいは雇用関係にいたしまして、その辺の関係が非常に明確になりますので、私も現在でも二万余りの被保険者を把握しているわけでございます。したがつて、やはり御指摘のような問題が外務員制度にはございまして、雇用関係を明確化すること、賃金形態を改善していく、この両面で根本的な解決をはかつていく以外に、いまの三項を適用して、これを何とかいふことで補うといふのは、ちよつと一般論として無理がございまして、そういう根本的な改善に向かつて努力してまいりたい、かように考えております。

○滝井委員 そうしますと、これでこの問題に対する質問はやめますが、労働省としては生命保険の経営者、それから全外連といふ外務員の組合がございまして、両者からひとつ意見をお聞きになつて、これはわれわれは失業保険会計から無理に金を出させようなどという形でも、そして正当な保険金をいただくという形でも、ございまして、経営者並びに労働者の意見を十分聞いていただいて、ひとつ事態を洗つて、すみやかにつくつていただくことを要望して次に移ります。

○田中委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記を始めて。

吉川兼光君。

○吉川（兼）委員 今回の法改正の理由は、その説明によつても明らかでありますように、日雇労働者の賃金の変更に従ひまして日雇失業保険の日額を引き上げることを主としたもので、

いわゆる技術的な改正だと思ひますが、そのこと自体はだれも異論はないと思ひます。問題は、現在の日雇い失業保険につきましても幾多改正を要すべき問題点が内包されておると思ひますが、政府は今回のような技術的な改正を行なうことによって能事終わりとするのであるか、それによって肝心の日雇い失業保険制度の根本的な再検討というものがおぼろぎになるようなおそれはないか、つまり技術的な改正さえやればそれで十分だといふふうに考へておるのかどうか。たとえば、大ざっぱに言つて、給付の内容の改善、充実など、いろいろ問題があるわけですが、その点について大臣のお考えを伺つておきたい。

○小平国務大臣 今回の改正案は、御指摘のようになされて技術的な、また小部分の改正案でございますが、この失業保険制度につきましては、保険金日額の算定の方法であるとか、あるいは保険料負担のあり方であるとか、いろいろ基本的な問題があるわけでございます。これにつきましても関係の審議会からもそういう点が指摘され、検討を要するということに相なつておりますので、それらの審議会の御審議と相まって労働省としても十分検討を重ねまして、逐次この制度全体が改善されるように私どもとしては一そう努力をいたしてまいりたい、かように考へておるわけでありま。

○吉川(兼)委員 そうしますと、政府の構想の中に日雇い労働者の賃金は何%上がった場合には保険金は何%引き上げる、こういう何か基準のようなものがあるのかどうか。さらに、その基準の根拠となるような法律、これは私にはどこにもないと思ひますが、それをひとつ聞きたいのです。同時に、たとえば給付を二級、三級と分けて、六百六十円を境に線を引いて、六百六十円以上は一級で五百円、線より下は二級で三百三十円といふように区分をしておりますが、その区分をする必要はどこにあるのか、その基準といふか根拠はどこにあるのかといふことをこの際聞いてお

きたい。私は、区分はなくて、すべて一級の線に統一するがよいと思ひますが……。

○有馬政府委員 この一級、二級の保険金額を改定する場合の基準でございますが、これは法律上は、一般の保険につきましても御承知のようなスライド条項がございますけれども、日雇いについてはございませんので、従来から慣行的に、賃金の上昇に伴つて一級、二級の受給者の比率が著しく変わった場合に改正をしております。著しく変わったという場合は、具体的に言いますと、大体九〇%以上が一級の受給者として適用された場合に改正をしておりますので、今回もこの前例に従ひまして九二・三%の適用率になりましたので、改正案を提出いたしました次第でございます。

なお一級と二級の支給賃金区分でございますが、大体慣例的に二級の倍額であります、今回でいいますと二級が三百三十円になりますので、その二倍の六百六十円というところで賃金の区分を設け、その区分を中心として平均賃金を割り出して、給付日額を不公平のないように算定をいたしまして、日額の区分をいたしましたわけでございます。

なお、これらの点につきましては、審議会においても十分な、明確な基準がないじゃないかといふふうな御意見もございましたので、先ほど大臣から答弁がありましたように、こういった基本的な問題については自後とも引き続き審議会において検討しよう、こういうことに相なつておる次第でございます。

○吉川(兼)委員 ただいまの答弁でもわかりましたように、いわゆる基準といふものははっきりしたものがない、つまり、どういふ基準か、政府はそれとどの程度の思ひつきのようなもので、あるいは行政運営上の都合のようなもので改定をしておるとしか受け取れないのであります。御答弁の慣例といふものも、根拠はそこにあると思ひますが、ともかく根本的な改正を考へて、再検討に着手すべきである、こういうふうに考へる私の考えは強くなるばかりであります。

大体、一般の失業保険は賃金の六割を支払うということがたてまえになつておると思ひますが、六割が適当であるかどうかといふことは、また別に議論の余地があるわけでございます。すけれども、今回の改正で賃金六百六十円のところを線に引いて、そして一級は五百円、二級は三百三十円としてあることは、私はこの本来のたてまえである六割といふことが、はたして堅持されておるかどうかといふことを指摘したいのであります。たとえば、賃金千円の者は一級の五百円の給付は、これは明らかに五割であります。こういうような事態が生じることがわかつておつても、これは技術的にやむを得ないと政府は考へておるのかどうか。これを制度の一つの欠陥としてすみやかに検討に付し、できるだけ公平に、しかも六割のたてまえが保障されるように区分を合理化するといふようなつもりはないのかどうか、その点をちよつと聞いておきたい。

○有馬政府委員 これは六百六十円の賃金区分に従ひまして、その上下における平均賃金の六割という算定のしかたをいたしております。したがいましめて、いま御指摘のようにな千円の場合には五百円では五割しか補償できないじゃないかといふふうな御指摘もできるかと思ひますが、私どもは平均賃金をとらえて、その六割補償という考え方で三百三十円と五百円を設定したわけでございます。

○吉川(兼)委員 私に与えられた時間があまりないようですから、議論めいたことはできませんが、そういうような大きな平均の方法をとる、こまかい配慮が行なわれていないといふところに今度の改正の問題点があると思ふのであります。

それから保険料でございますが、昭和二十四年のこの法律の改正によって日雇い失業保険というもののが創設、発足をいたしました当時の二級の保険料は五円であり、その五円の負担は事業者が三円、被保険者が二円といふようにきまつておつたのであります。ところが三十二年の改正のとき

に、保険料が一円上がり六円になったそのとき値上げされた一円は、被保険者の負担とし、六円の新保険料は事業者と折半して三円ずつということになったのです。その次の改正は、三十六年に現行の制度に変わり、保険料が一挙に十二円に上がったが、六円ずつ折半ということになりました。今度の改正案では十六円にしてこれを八円ずつ折半するといふことになつておるのであります。そもそもこの保険制度を創設したときには、五円の保険料が二円と三円というふうに、事業者が十分の六、被保険者が十分の四というふうにきめておりますのを、三十二年の改正のときに折半といふふうな間違いをおかした。つまりシャツの上のほうのボタンを一つそでかけ違へたのであります。それから、それからとかけ違へたボタンをもとに戻さず、そのままの姿で今回の改正を行なつておつた。これは当然問題になると思ふわけでありま。

政府はこういうふうなかけ違ひのボタンを安易に踏襲しておると思ひますが、これはやはりこの保険制度を創設いたしました当時における負担の割合に当然戻すべきものではないか、それに対して大臣の考へを聞いておきたい。

○小平国務大臣 歴史的には先生御指摘のとおりになつてきておるわけでございますが、先ほど申しましたが、負担率の問題は審議会でも検討を要する問題ということで、審議会自身にも御審議をいただくことになつておりますし、その中で、その結論等もまづ十分今後政府としても考へていきたい、かように考へております。

○吉川(兼)委員 本法の第三十八条の九の二項の一を見ますと、一級の保険料を二十八日以上納めなければ、一級の保険金は支給されないとこのことになつております。これによりまして、二十八日のうちにたった一日でも二級の保険料を払うような事態が起こりました場合には、保険の給付は二級になつてしまふわけでございます。政府は、このような規定が日雇い労働者に対する保険給付として適正、妥当であるとお考へてございまいしうか。日雇い労働者は、時として、月に一度や二度

は賃金の安い職場に働くことを余儀なくされると
思います。だからといって一日だけの保険料の支
払い方が一級並みでなかったからという理由で二
十八日のうちから一日を引いた二十七日は一級の
保険料を納めておいても一級の給付はもらえない
というのはどうしたものか、この法律を文字どお
り解釈するとこのような結果が出てくると思いま
すが、これは職安局長からひとつ御答弁を願いた
い。

○有馬政府委員 先生御指摘のような矛盾がごく
例外的には出る場合がございます。そこで、私ど
もは審議会でもこの点御指摘を受けましたし、実
態をよくつかんでおりませんので、実態を把握し
ながらこの次の改定の際にこの問題も含めて再検
討をいたしてまいりたい、かように考えておりま
す。

○吉川委員 御答弁の次の改正というのは大
体いつごろを予定しておりますか。次の機会とい
うのはいつのことですか。

○有馬政府委員 先ほど大臣から御答弁がありま
したように、日額算定の方法あるいは負担の割合
等の問題、これらについて再検討するということ
を審議会でも申しておりますので、そういう結論
が出てきた場合に改正をいたしたい、かように考
えます。

○吉川委員 例外的にせよ起こることがあり
得る可能性を予想されておられながら、今回の改正
案にはそれに対する手を打ってないということは
私は責任重大であると思います。今日は時間がない
のでこれ以上の追及は差し控えますけれども、政
治は例外をも十分に予想し、それに対するおもん
ぱかりを考えていかなければなりません。これは
申し上げるまでもないことで、当局者の大いに心
を用いねばならないことでありましよう。

そこで日雇い労働者の実態について、簡単に二
つばかり伺っておきたい。
この日雇い失業保険の適用者の数、実際の利用
者でなく、手帳交付の数、それから日雇い健康保
険の適用者の数、これらを伺っておきたい。

○有馬政府委員 日雇い失業保険の被保険者の数
は、四十一年の平均におきまして四十五万七千人で
ございます。一方、日雇い健康保険の被保険者の
数は、同じく四十一年の末におきまして九十四万二
千人でございます。

○吉川委員 大臣、いまの数字をお聞きい
ただいたと思いますが、この数字の違いは何を意
味しているとお考えですか。これはとりもなおさ
ず日雇い失業保険制度が健康保険制度に比べてそ
れだけ魅力が不足していることを物語っているの
です。登録者が健康の約半分という数字しか出て
おらないということは、この失業保険では三・三
という日雇労働者の家族構成は食っていけないの
です。そこで私の最初の質問に返るわけでありま
すが、今日の日雇い失業保険制度といいますが、
根本的に考えねばならない問題が隠されてい
るのではありません。先刻も大臣の御答弁がありま
したように、ぜひひとつ早い機会に、思い切った改
正を考えてもらわねばならぬのでありますが、こ
の際大臣のはっきりした御答弁を伺いたしたいのであ
ります。

○小平国務大臣 ただいま先生から御指摘の点も
含めまして、この失業保険制度にはいろいろ検討
し、改善を要する点が多々あると思っております。そ
ういう点につきましては、先ほど申しておりました
ように、審議会等でも問題になって真剣に御審議
中でございますから、その答申を待ちまして、な
るべく早く改正案をまた御審議いただきたい、か
ように思います。

○吉川委員 きょうは大臣と職安局長がおそ
ろいでありますから、この機会に失対労働者の例
の寒冷手当、いまは臨時給とっておきたく、実は
そういうことについてお聞きしておきたい、実は
質問の用意もしておきまして、委員長
から時間がないとの御催促がたびたびありますの
で、残念ながらきょうは質問を保留することに
いたします。この問題は、理論的にも実際の施策の
上からもきわめて重要な問題でありますから、後
日詳しくお伺いしたいことを予告しておきますし

て、私の質問を終わります。

○田中委員長 滝井君。

○滝井委員 先日、昭和四十一年度の失業保険事
業の積み立て金が千五百六十七億八千四百万円あ
つて、それが運用原資としては、四十一年度で千四
百六十一億六千四百万円、その運用利子が八十二億七
千五百万円ある、この運用利子の使い方について
は、石田博英君が労働大臣の当時から、再三再四
にわたって私は、このものが事務費に計上される
のはけしからぬということを何度も言ってきたわ
けです。そのたびごとに労働大臣、その他事務当
局は、御説もつともでございまして、来年こそは
ふんどしを締め直して大蔵省と折衝して、そうい
うことのないようにいたします、こういうことを
言うてきた。ところがことしの予算を見ると、依
然として事務費として一般会計からもらったの
は、わずかに四千四百万円。四億一千万円もらった
というなら話はわかるのですけれども、去年やこ
としの予算書を見てごらんない、四千四百万円
すよ。現在八十二億の運用収入があるわけであ
る、一、失業保険の業務取り扱いは八十四億
二千八百万円に上るわけですね。この八十四億
二千八百万円の中で、運用収入を財源とするもの
が、何と驚くような八割。その八割は運用収入を
財源としておられるのでしよう。六十七億四千四百
万円というのは運用収入なんですか。こんなべらぼう
なことが一体あるのかということ。労働者と
事業主の出した保険料を積み立てて運用して、そ
して利子を生んだら、その生んだ利子を――法律
では事務費というものは当然国庫負担でまかなう
ことになっておるにもかかわらず利子でまかなう
ておる。こういうことは正常の国会議員の頭を持
っておれば許さるべきことではないわけですね。い
ままでわれわれの頭は異常だった。だから今日こ
の日からわれわれ正常に返ったわけですね。そこで
これは絶対許されぬわけですね。私は一挙に六十七
億を戻しなさいということに申しません。このこ
とはあとで言うわけですが、それからあとと福祉施

設費等が百七十七億八千二百万円ある。この百七
十七億八千二百万円の中で、その約一割に当たる
十五億三千四百万円というものはこれは運用の利
子を使っておるわけですね。こういうことは労働
省は予算編成をするときに一体何をしておった
かということ。これは一回ならば私は黙って
おる。しかし私の顔も三度ということがある。も
う三度目です。残念ながら、非常にまじめな小平
大臣のときに三度目になったことは非常にお気の
毒です。お気の毒だけれども、これはあなたの前
任者である自由民主党の大臣がまたした種です。だ
れかにこれは刈ってもらわなければならぬ。した
がって、これはこの際私は刈ってもらわなければ
ならぬ、こういうことです。そこで私は無理なこ
とは申しません。どういふことを言おうとするか
という、今度の失業保険の改正をやらんになる
と、この前から言ったように、一級と二級を五百
円と三百三十円、なるほど二百四十円であった二
級を三百三十円に引き上げ、三百三十円のもの
を五百円に引き上げていただいたわけですから非常
に前進しております。非常に前進しておるけれど
も、常識で三百三十円でいま食ってごらんない
と言ったって食えないうことです。食えない
ですよ。食えないものをやることはいかに。そ
こで私がお願いしたいのは、ひとつ三百三十円と
五百円を、この際全部五百円にしてください。五
百円にすると、どの程度の一体財源が要ります
か。

○有馬政府委員 かりに五百円均一で計算しま
すと、さらに財源が十三億ばかりよいに要しま
す。

○滝井委員 大臣、お聞きのとおり、わずか十三
億です。十三億で済むのですよ。そこで私たちは、
これはもうほかのことをきょういろいろ言ったつ
てだめですから、ひとつこれを一本にしてもらっ
て、われわれの積み立て金、血と汗の結晶である
八十四億の中から十三億出してもらいたい。これ
は何も予算を動かさなかつたで、千五百六十七億
の中から千四百六十一億を運用するのですから、

出れば四分の一を三分の一にまた戻すという弾力条項であるので、まあやむを得ず目をつぶったのです。しかし目をつぶりましたけれども、この積み立て金が今度はそういう事務的な経費に回って給付の改善に回らぬ、国庫負担は三分の一から四分の一になる、こんなばかんなことはいいわけですよ。それで平井さん、少しは仏心を出して、四千百万ではなくて、ひとつ来年度の予算編成においては相当大幅な前進をはかるということを言明できますか。

○平井説明員 法律上のたてまえにつきましては、先生たたいま御指摘もございましたようにいろいろ考え方はございます。私どももいたしましては過去の考え方といたしまして、予算の範囲内において国が負担をするという考え方でございまして、必ずしも金額の多寡において議論することとはできないというふうには考えております。ただ今後における失業保険の給付の改善、その他の状況から見た失業保険特別会計の収支の見通し、あるいは一般会計におきまして財源等を考え、できるだけのことを努力していきたいとは思っております。

○滝井委員 給付のことを言っているのじゃないのです。給付はいまの議論とは関係ない。六十七億というのを事務費にしているんですよ。事務費というのは一般会計から導入してくるというのが法律上のたてまえなんです。一体他の保険でこういうことをやっておるものがありますか。前例がありますか。これは失業保険課長なり職安局長、よく他のものを調べなければいかぬですよ。一体政府管掌の保険にこういうことをやっているのが他にありませんか。

○有馬政府委員 他の保険等の事情も調べて注意しておりますが、保険財政の事情も違いますので同一にはいかないと思いますが、私どもも先ほどの大臣の答弁の趣旨を体しまして大いに努力したいと思っております。

○滝井委員 保険財政の事情が違ふということ、健康保険なんかは、年度末に七百億をこえる

赤字を持っているんですよ。来年になるとまた二百二十、三十億の赤字ができるんだから千億の赤字があるけれども、積み立て金を持っておるときに、積み立て金の利子からこの事務費にびた一文だつて入れたことはないですよ。これは労働省だけなんです。だからそれだけばくは労働省がばやばやしておったと思う。われわれ国会議員も正常じゃなかった、こういうことなんです。だから労働省も正常に返るし、われわれも正常に返るし、大蔵省も少しは鬼の心から仏の心に返っていく、こういうことにならないといかぬわけですよ。三者の意見が一致しないとこの法律は通らないです。だからこれは政府委員として、大蔵大臣として、だいたい責任を持ちますか。

○平井説明員 たびたび申し上げておりますように、この改善に対する一般会計の負担は、やはり予算の面で見地においていろいろ考えなければならぬ面があるわけでございます。確かに先生のっしゃる通りに、原則として国が負担をするという気持ちで法律はつくられたかもしれません。が、現在の段階におきましては他の社会保険の諸会計と違ひまして、この会計におきましては非常に多額の積み立て金も持ち、かつまたその運用益もあるような状況でございますから、そういった点を無視して国において一般会計から多額の負担をするということまでは私どもは直ちに踏み切れない。ただ基本的な考え方としては、今後の保険給付費の増大その他による積み立て金の減少なり、あるいは一般会計の財政事情の好転なり、その他総合的に勘案いたしまして、できる範囲内において検討したいというふうな考えをわけでございます。

○滝井委員 そういう答弁ではだめです。それは原則はそうでございますけれども、一般会計の状況なり保険財政の状況を検討してやりますということでは話にならぬわけですよ。それではよくはこれやめます。そういうことでは党に帰してもう一べんやりやります。きょう通すことは反対です。百億に余る運用利子があつて、四千百万円しか事

務費にしておらぬ、それで国会議員が黙って帰られますか。だから大蔵大臣をここに呼びなさい。だめですよ。政府委員も呼んでください。平井さんは政府委員でないからだめですよ。責任を持った答弁はできやしない。これは労働大臣が答弁したってだめなんだ。伝統的にこれで三度目なんだから、与党だつてやらなければうそですよ。こんなばかんなことはないですよ。委員長、もや平井君では意味ないですよ。きょうはひまなはずですよ、国会はみな終わつておるのだから。だから呼びなさい。

○平井説明員 私の表現がまずいものですから先生からおしかりをいただいております。でございますが、労働大臣のお気持ちもよくわかつていますので、私のほうといたしましてもお気持ち尊重してできるだけ検討をいたしたいと思ひます。

○滝井委員 それなら、いまの言明がありますから、来年度は予算要求で事務費をきつとやることをひとつ約束しますね。

○小平内務大臣 労働省としても十分注意をして要求をいたして、なるべく御趣旨に沿う方向でひとつ大蔵省にも善処してもらいたい、かように考えております。

○田中委員長 これにて内閣提出の失業保険法の一部を改正する法律案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 次に本案を討論に付するのでありますが、別に申し出もございませんので、直ちに採決いたします。

失業保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 この際、藤内修治君、八木一男君及び吉川兼光君より、失業保険法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりますので、その趣旨の説明を求めます。八木一男君。

○八木（一）委員 私は、自由民主党、日本社会党、及び民主社会党、三派共同提案にかかる失業保険法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付するの動議について、その趣旨、内容及び理由を御説明申し上げます。

まず最初に案文を朗読いたします。

失業保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、昭和四十二年を目途として失業保険給付等の改善について努力すること。

以上が案文でございますが、その趣旨と内容及び理由について、簡潔明瞭に御説明を申し上げます。

この失業保険給付等の改善については、当委員会において論議をされた内容を実現することにあるわけでございまして、失業保険法と憲法二十五条に従つた社会保障の理念に従つて大幅に急速に改善をする内容であります。国民及び被保険者に対して不利なことを一切盛らない改正をするという意味であります。

具体的な内容といたしまして、まず第一に、ただいま申し上げた理念に従ひまして失業保険法を五人未満の事業所に強制適用すること、これが第一でございます。

第二に、給付率の増率であります。ことに賃金の比較的低い者に対する給付率の増率ということを実現することです。この給付率の増率については、一般失業保険の増率はもろろん、日雇い失業保険の日額についてもこの趣旨に従つて改定をしていくという意味を含むものであります。

次に、扶養手当の増額を一般失業保険において行なうこと、及び日雇い失業保険制度においてこの扶養手当制度を新設することです。

次に、給付期間の延長、その他社会保障の理念

に従った給付の改善を行なうことであります。

右を実現するために一般失業保険と日雇い失業保険の両会計を一体なものとし、そして失業保険の国庫負担を全給付に対して三分の一とする。と、現行の労使の保険料の負担区分を改め、使用主の負担区分を高めること等の方法によってこういうことを実現する意味であります。

以上、提案の趣旨、内容及び理由について御説明を申し上げました。どうか満場一致の御賛成をお願い申し上げます。

○田中委員長 本動議について採決いたします。本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案については藤内修治君外二名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、小平労働大臣より発言を求められておりますので、これを許します。小平労働大臣。

○小平国務大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議の御趣旨を体しまして善処をいたしてまいる所存でございます。

○田中委員長 ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次会は明二十七日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後七時五十一分散会

昭和四十一年五月七日印刷

昭和四十一年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局